

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町景観条例（平成 16 年ニセコ町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（事業計画の事前公開）

第 28 条の 2 開発事業者は、開発事業の計画構想段階において、関係住民等に対し当該事業の内容を公開するよう努めるものとする。

第 29 条第 1 項中「前条」を「第 28 条」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正の理由

開発事業の内容については、住民説明会の開催（条例第 30 条）及び資料の公開（第 30 条の 2）により関係住民及びその他の住民に広く公開されるが、それよりも早い計画構想の時点で情報を公開し、できるだけ早い段階から開発事業者及び関係住民が対話する機会を持つことで相互の理解を深め、協議をより円滑に行うことができるよう、条例の一部改正を行う。

改正スケジュール（案）

2022.1	都市計画審議会（書面）にて協議
2022.2 上旬	パブリックコメント実施
2022.2 下旬	法令審査会にて審議
2022.3 中旬	定例議会にて審議 可決されたら告示
2022.4.1	条例改正施行